

第四十八回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第九号

昭和四十年二月二十五日(木曜日)

午前十時四十二分開会

委員の異動

二月二十四日

辞任

川野 三暎君
村上 春藏君

補欠選任

久保 勘一君
小林 武治君

二月二十五日

辞任

大野木秀次郎君

補欠選任

和田 鶴一君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

西郷吉之助君
竹中 恒夫君
林 虎雄君

委員

井川 伊平君
久保 勘一君
小林 武治君
斎藤 昇君
沢田 一精君
高野 一夫君
和田 鶴一君
加瀬 完君
鈴木 壽君
松本 賢一君
基 政七君
市川 房枝君

國務大臣

自治 大臣 吉武 恵市君

政府委員

警察庁長官 江口 俊男君

事務局側

警察庁保安局長 大津 英男君
自治省行政局長 佐久間 彌君
常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の會議に付した案件

○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
案(内閣提出)

○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○市町村の合併の特例に関する法律案(内閣提出)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。二月二十四日付、川野三暎君、村上春藏君が辞任され、久保勘一君、小林武治君が選任され、また本日付、大野木秀次郎君が辞任され、和田鶴一君が選任されました。

○委員長(天坊裕彦君) 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回、質疑は終局いたしておりますので、これより討論を行ないます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(天坊裕彦君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出す

べき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願います。吉武國務大臣。

○國務大臣(吉武恵市君) ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通の実際にかんがみ、自動二輪車の運転者の順守事項を定め、及び自動車の安全運転管理者の制度を設けること、運転免許制度の合理化をはかるため自動三輪車、軽自動車等の運転免許の資格要件及び試験方法を強化し、運転免許の種類及び運転することが出来る自動車等の種類に関する規定を整備すること、高速自動車国道における道路交通法の実施に関する事項について、国家公安委員会が都道府県公安委員会に対し必要な指示をすることが出来ることとする等その内容にしております。

なお、この法律案におきましては、四輪及び三輪の軽自動車の運転免許の資格要件の強化に関する改正規定を、それ以外の部分に関する改正規定の施行より三年おくらせて施行することとする必要があるため、後者に関する改正規定を第一条、前者に関する改正規定を第二条としてそれぞれ区分して規定いたしております。

まず、第一条の改正規定について御説明いたします。

第一は、自動車による人身事故を防止し、その他自動車の安全運転の確保をはかるための規定を新設することであり、自動二輪車の運転者の順守事項として、政令で定める道路の区間において自動二輪車を運転する場合における乗用ヘルメットの着用義務並びに高速自動車国道及び都道府県公安委員会が指定した自動車専用道路における二人乗車の禁止について定めること、新たに安全運転管理者の制度を設け、一定台数以上の自動車を使用する者は、このような安全運転管理者を選任しなければならないこととする等がその内容となっております。

第二は、運転免許制度の合理化をはかるため所要の規定を整備することであり、これは、自動三輪車、二輪の軽自動車及び第二種原動機つき自転車の運転免許の資格要件等を強化するため、運転免許の種類のうち自動三輪車免許及び第二種原動機つき自転車免許を廃止し、自動車等の種類として自動三輪車を普通自動車とし、二輪の軽自動車及び第二種原動機つき自転車を自動二輪車とするとともに、新たに牽引免許を設け、その受験資格について規定する等、運転免許の種類及びこれによって運転することが出来る自動車等の種類に関する規定を整備すること、運転免許に関する事務について、都道府県公安委員会から国家公安委員会に報告すべき事項に自動車等の運転者が自動車等の運転に關してした道路交通法の違反事項等を加えることとする等、運転免許の効力の停止を受けた者等が都道府県公安委員会またはその委託した者が行なう講習を受けようとするときは、講習手数料を納めなければならないこととする等がその内容であります。

第三は、国家公安委員会は、高速自動車国道における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるため特に必要があると認めるときは、道路

交通法の実施に関する事項について、都道府県公安委員会に対し必要な事項を指示することができることとする。これは、高速自動車国道における交通が広域かつ高速的であるというその特殊性にかんがみ、これに対処するため、高速自動車国道における交通の規制、交通の取り締まり等について特に必要がある場合には、国家公安委員会の指示のもとにこれら關係都道府県に一元的に処理させようとするものであります。

第四は、身体障害者が車いすによつて道路を通行する場合の通行区分を明確にすることについてであります。これは、言ひまでもなく身体障害者の通行の保護をはかりとする趣旨のものであります。

次に、第二条の改正規定について御説明いたします。

この改正規定は、すでに申し上げたとおり、四輪及び三輪の軽自動車に対する運転免許の資格要件を第一条の改正規定の施行の日から三年を経過した日から強化しようとするものであります。すなわち、四輪及び三輪の軽自動車につきましては、その運転免許の資格要件をいまだちに強化することは社会的に少なからぬ影響があるものと考えられますので、その実施を三年間延期し、三年後に軽自動車免許を廃止し、自動車の種類としての軽自動車を普通自動車にしようとするものであります。

次に、附則についてであります。これは、運転免許の種類及びこれにより運転することができ自動車の種類の改正に伴い、改正される従前の運転免許について必要な経過規定を設けることとしたものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。
○委員長(天坊裕彦君) 本案についての質疑は後日に譲ります。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、市町村の合併の特例に関する法律案を議題といたします。

御質疑の方は順次御発言願います。

○和田鶴一君 自治大臣にお尋ねいたしますが、ただいま提案されております町村合併促進法の特例に関する法律について、昭和二十九年に市の人口要件が五万というところで改正されたのですが、当分の間、当初都道府県知事がすでにその合併計画において予定しているものについては、従前の三万というものを認める、それを改正しようという趣旨のようではあります。現在の市の人口の実態を調べてみますと、私の資料が間違つておればあれですけれども、大体五百五十八の市のうちで、五万に満たない、四万から五万未満のものが百十五、三万から四万のものが百七十ということ、五万未満のものが全国に半分以上の二百八十五もそういう市がそのまゝになっておつて、しかも最近の人口移動の結果、三万を切つた市すらできておるといふ、そういう現状からいいたしますと、しかもまた、全国で七県で十四カ所等が五万に達しないけれども、強く市になりたいという希望のある箇所もあるようであります。私は、なお自分の間をいろいろ市の実態を勘案されて、人口要件を四万ということにしたらどうかと思つて、すけれども、大臣の御所見をひとつ……

○政府委員(佐久間重君) 御指摘になりました昭和二十九年の地方自治法の一部を改正する法律の附則第二項第二号の規定でございますが、これは昭和二十八年に地方制度調査会の答申が出ておりました。人口三万を五万に引き上げるようにということでございます。それを受けて、政府といたしまして地方自治法を改正いたしました。三万を五万に引き上げることにいたしましたのでござい

ます。しかし、その昭和二十九年の際、すでに都道府県知事が全体的な合併計画を定めておりました。その内容が、合併によつて市になるということとを予定いたしておりましたものにつきまして、経過措置といたしまして、なお従前の三万で差しつかえないという規定にいたしておつたので

ござい。しかし、その経過規定の対象となりなつております。私どもが聞いておりましたところは、一カ所だけなほその規定によつて合併の動きがあるところがございますのであります。そのほかのところにつきましては、すでにそういうところがなくなつておりますので、その経過規定をこれ以上存置する必要もないということ、今回御提案申し上げました市町村の合併の特例に関する法律案におきましては、その経過規定を明年の三月三十一日限り廃止しよう、こういうことにいたしておるのでございます。お説のように、人口四万をこえて、その後の状況によつて市となつておられる希望が出ておられるところも承知をいたしておりますが、ただいま申し上げましたように、地方制度調査会で御審議になり、その答申を受けて、当時政府として改正をした経過がござい。私どももいたしましては、この際、人口要件を、五万を四万に改めるといふ考

えは持っていないのでございます。
○國務大臣(吉武憲市君) ただいまの御質問の点は、もつともな点だとも思つております。ちよつと当初合併を計画いたしましたところから、だんだんと情勢が変化しまして、御指摘のように都市集中の傾向がございまして、五万以上のところも減つておるところが御指摘のようになつておると思つて、まあ私どもとしては、今日の状況でございますので、地方団体の区域等もできるだけ合併して、合理化と申しますか、進めていきたいという趣旨から、先般市町村合併を行ない、その後、各地域からも御要望がございまして、せんだつてのよう

に非常な計画的に、促進的に行つておることはござい。御要望の線に沿つておる。やります。合理化といふことは、合併の

で、私どもとしては、その市の大体の人口を五万から下げていくということよりも、現在五万から下がつておるようなところも、なお、さらに合併ができれば合併をしていただいて、少しでも広範

の単位にしていたら……。実際いまでもやりました合併の経過を見ますと、たいへんその合理化といふは、よくなつております。職員やその他の数は、仕事がだんだんふえてきておられますから、実際の数字としては必ずしも減つておる。お尋ねの趣旨でござい。内容的には、お尋ねの趣旨でござい。その点をひとつ御了承願います。この合併といふのは、その簡単に人口だけで無理やりに合併というわけにはいかない、地理的な歴史的な関係もござい。五万を保持できればというところをござい。御了承願います。

○和田鶴一君 知事が定めた合併計画、その当時の計画には私も県会におつて参加したわけであり。その後実態が動いておりました。ただいま申し上げたような状態がさらにあるということ。強く取り上げ、積極的に合併を進めていくという。左藤内閣において強く推進しようという立場からすれば、私は実態をよく見て、何も一たんきめた五万ということにこだわることなく、それによつてさらに積極的に広域行政の推進、社会開発が行なわれるということであれば、なお自分の間をいろいろな段階を設けてやるという。私は決して後退でもないと思つて、むしろ朝令暮改といつたことにもならないと思つて、むしろそういうことにこだわること自体が、むしろ廣域行政を推進することにはならない、こ

ういうふうな思ひです。そういう点で、すでに全国に十数カ所もそういう希望の市があるということ。五万以下を含めて五万に満たない市が半数以上。二百八十五もある実態を考えると、五万といふ基準を定める場合に、行政能力とか

なるとかというような点を勘案してのことだろうと

思いますけれども、もちろん市になるためには人口要件だけが問題じゃありませんけれども、その他いろいろの条件がありますが、そのことによつて意欲的な計画が認められないということに困つておる地域もあるわけでありまして、ケース・バイ・ケースといいますが、もちろんそういう他の条件等についても慎重に検討、指導されなければならぬと思ひますけれども、私は、広域行政を積極的に推進するといふ立場で、もう一べんこれをひとつ考へてもらいたい、こういうふうに思ふわけです。

○国務大臣(古武恵市君) 御趣旨の点はじつともの点もあるように見受けまされども、先ほど申し上げましたように、実態はそういうふうな傾向もありませんが、まあできればそれを積極的にいふと広げて五万にしたいという意欲からいふふうな提案をしたようなわけでございますので、御了承いただきたいと思ひます。

○和田鶴一君 ただいま大臣がおっしゃる通りに、さらにその付近の町を合併して、できれば五万以上にしたいというわけですが、地形とかいろいろの關係で、いきなりもう一つそれ以外のものを合わせるということが非常に困難な面も多々あるわけがあります。非常にむずかしい状態でございますから、そういうことにこだわりなく、私は、四万余りあれば、ひとつずつを取り上げて、また、市になったということに非常に開発意欲に燃えてどんだん人口の移動も起こり、栄えておる場所も現実にあるわけですから、そういうようなことも勘案して、何も私はこれにこだわらなければならないと思ひます。できればひとつ合併して、たしならいいじゃないかということ、なかなか地域的に見てその簡単にいかない面があるわけでございます。そこで、そういうことを何年も先に実現させるということよりも、むしろ現状においてそういう意欲に燃えているところを取り上げてやるんだという、私はそういう考え方のほうが広域行政を積極的に推進する立場から大切じゃないかと思ひます。

○国務大臣(古武恵市君) 御趣旨の点は私も考へるべきところがあるように思ひますけれども、先ほど申しましたように、政府といたしましては、できるだけでも大きくしたいところから五万にした点を申し上げたのでございまして、その点をひとつ御了承を賜りたいと思つておる次第でございます。

○和田鶴一君 大臣のお話もわかるんですけども、地方に参りましたら、御承知のように町を合併して五万以上にしたい、それがなかなかむずかしいところもある、地域的に考へまして、町村合併を私もやりましたけれども、非常に苦勞いたしました。それで、やつとその付近の二、三の市が寄つて市になりたいといふときに、さらにこつちもくつつけたいといふこともわかるんですよ。それがなかなかむずかしいといふことのために、せつかく四万あるならやつていける、いややつが、何年か先に、あるいは永久にというふうな状態になる、ということも考へると、私は、こだわらなければならないと思ひ、実態に合せて取り上げていくほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思ひます。

○国務大臣(古武恵市君) この点は何度も繰り返して申し上げておるわけでございますが、政府といたしましては、いま申しましたように、できるだけ大きくしたいといふところで、実情の点もございまして、ひとつあしからず御了承をいただきたいと思ひます。

○和田鶴一君 実態に即して処置していただきたいと思ひます。

○井川伊平君 どうしていままで五万以下の市があつても大きな支障はなかつたのに、今回はしゃにむに五万の線に上げていかにやならぬという非常に強い理由は、一体何なんですか。実は今日でも先ほどのお話のように五万以下の市はたくさんある、今回これをこしらえて五万以下の市をなくすることはできない、半分以上も五万以下の市があるわけですから、そういうものを設けるには、設

ける必要があつて設けておるわけですから、設ける必要が全然なくなつたといふのかどうか。なお、私はつけ加えて申し上げますと、五万以下でありまして、市になるために急に人口がふえていく、工場が誘致されて人口が大都市に集中するのが阻止される、それから市になつたために文化機関、そういうものがその地方に集まつてきて、その地方の文化を高めていく、こういうふうに産業なり文化なりが平均化しようとするには、やはり市にしてやる必要ではないかと考へる。それをしゃにむに今回は五万の線から絶対下げぬのだと言つておる。しかし、それは全部が全部そうなつておるかといふと、そうではない、それが半分以上だといふことになると、おかしいじゃないですか。どうですか、納得しにくいですよ。

○政府委員(佐久間彌君) 五万にいたしましたのは今回ではございませんで、昭和二十九年に三万を五万に引き上げたのでございまして、そのときの理由は、先ほど申しましたが、地方制度調査会からそういう答申が前年出ておつたのでございまして、さらにつけ加へますと、その前、昭和二十五年に地方行政調査委員会の勧告におきまして、三万を五万に引き上げることがあつたのでございまして、それを受けまして二十九年に三万を五万に引き上げたのでございまして、なぜ地方制度調査会あるいは地方行政調査委員会からそのような勧告なり答申があつたかと申しますと、事務の再配分をいたしまして、市町村に相当多くの事務をおろしていき、しかしその場合におきまして、町村につきましても、なかなかそりいかなないの、市には町村と違つて、おろせるものはなるべくおろしていく、そのために市を従来よりももう少し強力なものにする必要があるといふような御趣旨があつたのでございまして、なおまた、従来は市と申しておりますのは、ほんとうの市街地だけで、周辺の農村部は入れないところが多かつたわけでございますが、町村合併の結果、周辺の農村部も包含するということになります。

と、やはり中心になる市街地の状況等を考へますと、三万を五万に引き上げることがいいというふうなことが、調査会の論議にもあつたやに記憶いたしております。で、今回の法案に入つておりましたのは、二十九年に三万を五万に引き上げました際には、その当時すでに市の申請中のものでもございまして、あるいは知事が全県の町村合併の計画を定めておきまして、その計画の中で合併によつて市になるというのを予定いたしておりましたもの、そういうものにつきましても、なお従前の例によつて経過規定があつたわけでございます。今日まで大体市になるべきものはなつておりました、現在全国でその対象に該当するもので動きのありましますものは、私も承知いたしておるのはいか所でございます。そこで、その一カ所も、早急に合併するような動きに聞いておきますので、明年の三月三十一日まで余裕を置かしまして、そこでその二十九年度の経過規定を廃止して、そこで、かような考へでございまして、この際、新しく三万を五万に引き上げるといふような改正をいたさうといふわけではないのでございまして。

○井川伊平君 二十五年ですか、市の人口を五万にきめた。それは都市の人口は多いほどいいだろうと私も考へる。だけれども、その多いほどいいという考へは、市町村を合併する便宜のその効果には及ばない。だから、市町村合併でやるというのなら、五万以上三万以上でいいんだと……。だから、五万以上がいいんだという、そのいいというの、いいのは間違いないとしても、その効果になるや、きわめて小さいものだ。町村合併が犠牲になる。町村合併をやめても五万にしよといふほど大きな効果をねらつてはしない。町村合併ができるんならば五万以下でもいいんだといふのですから、町村合併のねらつておる効果に比べれば、それより非常に低い効果だ。二十九年に認められておつた、今日はそれが認められないほどに、五万にしなればならぬといふ非常に大きな腦みができただかどうかといふことですね。私はそ

ういうことを考えてみれば、日本全国には、五万にはならぬけれども、この際、思い切つて町村合併、これから始めてでも市にしたいという、そしてその計画は五万にはならないけれども、五万以下ではあるけれども、合併が今後できるとすれば、大きないろいろの効果がねらえる、そういうところが相当あるのじゃないか。そういう点を十分に御研究になっておるかどうか。そういうことを研究しなくとも、そういうものはまあ研究してあったところで、許さぬのだといったような、そういういきめ方かどうかです。そこがよくのみ込めない。何も基本的に反対しようという気持ちじゃないけれども、のみ込めない。何でそんなにこの際、いままでも二十九年に町村合併させる利益のために人口五万以下であつてもいいという程度、のねらいであつたのが、今度はそのねらいをばつと上に標準を上げねばならぬかという問題がのみ込めないですね。

○國務大臣(吉武忠市君) 御趣旨の点は私もそう思うのでありますが、その町村合併を、一つでも二つでも、少しでも合併していくということがよりのいいという点もございませぬ。したがつて、そんならば、少しでも合併すれば、それを合併さしていったらどうかという意見もあろうかと思つて、合併を、促進というわけではございませぬけれども、させようという点は、御承知のように府県も合併という論議が出てくるように、交通も発達し、昔とはだんだん違つて、広域行政の面が大きいとあらわれてきましたから、したがつて、合併を促進するという意味から言ふならば、一つでも、二つでもということよりも、この際、思い切つて大きい広域行政へ持つていく。まあ少しづつ段階を置きながらいくという方法もございませぬけれども、しかし、できれば、人口五万よりもっと大きいぐらいの範囲の合併が、今日の交通状況から見れば、まあ抽象的な議論にはなりませんけれども、できるのではないかと。もしそういうふう

にいくことが非常に能率的で、生計費の節約にもなる。それを現実に即して、少しでも合併ができればさせていつたらどうかという議論も一つだとは思ひますけれども、私もいままでもおきま

するのには、せつかく広域行政をやるならば、そういうふうにならぬ合併というよりも、やる以上は、もつと大きく合併していつたらどうかというところの考え方の相違だと思つてあります。ですから、実情は、たゞいま御指摘になつたように、少しでも合併をできればさせていきたいというところも現実にはあるだらうと思ひます。それからまた、五万のやつも、減つてきている点もございませぬ。まあ五万のが減つてきたから、それじゃまたそれを元に戻すなんてことは、これはどうしてい

るならば、この際、もうちょっと大きくやらせようかというところもございませぬので、ひとつ御検討したいと思ひます。

○井川伊平君 いまのお話の、まあ私が先ほどお伺したうちに入つておつたのですが、小さい町村が合併して、五万にはならないけれども、四万なり三万五千にはなる、そういうようなものが幾つかできるということになると、その地方の産業の向上であるとか文化施設の増設であるとか、あるいは大都市へ人が流れていく一つの防止になるか、その点はまだ承つておりませんが、どうお考えになりますか。もしまた、全然そんなことはないのでと切り切れるかどうか、そういうことを

と、市ではない町村の合併という場合と、多少趣が違ふかと思ひます。また、たゞいま大臣は、市というもので、その地方の開発の中心になるようなものという意味におきましては、やはり少なくとも五万ぐらいの大きなものがなければという御趣旨のお話もございましたが、この今回の法律案は、別段に市をつくらうということもねらつておるわけではございませぬので、普通の町村が合併いたします場合に、合併がやりやすいようにしてやらうという趣旨でございませぬ。

な、先生の御指摘のように、市になることによつてその団体が何と申しますか、一種の活気が出てきて、よけいその地域の開発が促進されるといふ効果があるということも、私も承知はいたしておりますけれども、今回の法律案は、市町村合併全般につきまして、自主的な機運があら

○斎藤君 ひとつ参考に承つておきますが、市の規模を三万から五万に引き上げられた理由を、先ほどお話がありました、承りましたが、そこで、事務を配分するには、やはり市は五万以上あるものを対象にして、そうしてそれぐらいの能力のあるものに、できるだけ事務を委譲していくという、そういう考えからこれは大体五万に引き上げた、こういうお話でありましたが、現実の市の状態を見ると、五万以下が約半数近くあるよう

にもつとふえていくんじゃないか。自治省では五万以上の市を頭に描いて、そうして事務の配分を考へられても、実情は負担にたえないような事務の配分になつていきはしないか、むしろそうであれば、五万以上の市と五万以下の市ぐらゐは分けて事務の配分を考へるか、あるいは事務の配分は四万以上あればたえられるところを頭に描いて事務の配分を考へられるか、これを五万以上にして、そうしてそれにはたえ得るような事務の配分を考へていこうと思つても、実情はそれに合

という数字に絶対の合理性があると私も思つて

おりませんけれども、せつかくまあ本則を五万とい

のものを認めておりましてその経過措置につい

て、しかも該当のものが一カ所くらいしかない

という状況になりましてならば、経過措置を廃止し

て、本則でものを考えていくことにすることを

とが当然ではなからうか、かような考え方にな

たわけでござります。しかし、今後社会、経済の

大都市に集中する勢いは、そう減るとは私は思わ

ない。中小都市のほうの人口がふえていく、合併

以外においてはふえていくとは、とうてい考えら

れない。私はそういう日本の経済機構に突入しつ

つあると、こう思うのですが、自治省はそういう

点をどう考えておられるでしょうか。

○政府委員(佐久間君) 趨勢をいたしまして、

大都市に人口が集中を、地方におきましては減

れにたえ得るものは五万以上か六万以上か七万以

上か知りませんが、それと二つくらいに分けて考

えないと、現実がもう半分以上が五万を割ってお

るのに、それを五万以上の市ならたえられるだろ

うと考へて事務をそれにおろしていきたくと考へ

るならば、おろされたほうは非常な迷惑なことに

なるだらうし、現実には合わないこととなるじゃ

なからうかと思ひます。だから私は、二つや三つ

ゆる後進地域といわれるよりなところにごさいま

す市は、むしろ減少の傾向にあるところも

相当出てきようかとは存じております。で、その

ような場合に、一体事務配分上何か考慮が必要

じゃないか。この点は、たしかに検討しなければ

ならないものがあるかと思ひます。

だ、一応事務配分の問題を考えます場合には、や

はり最低は五万程度はあるという前提で計画を

○新藤君 私のお尋ねしているのは、五万以上

を理想的な市の形態と考へて、それが二十五

に出発したから、できるだけそれを維持してい

きたい、こういふお考え、今後事情に変化を来た

せばといふお話しもあつたが、しかし、最近の

事情から考へていけば、五万以上が適正な市だと

考へてやつていくことは、今後そういう考へは維

持できないかという事になつておると、こう考へ

な市と考へていくことは、今後そういう考へは維

持できないかという事になつておると、こう考へ

ていくことは、今後そういう考へは維持してい

きたい、こういふお話しもあつたが、しかし、最近

の事情から考へていけば、五万以上が適正な市だ

と考へてやつていくことは、今後そういう考へは

維持できないかという事になつておると、こう考

へていくことは、今後そういう考へは維持してい

たい、こういふお話しもあつたが、しかし、最近

の事情から考へていけば、五万以上が適正な市

だと考へてやつていくことは、今後そういう考

へは維持できないかという事になつておると、こ

う考へていくことは、今後そういう考へは維持

していきたい、こういふお話しもあつたが、

しかし、最近の事情から考へていけば、五万以

下が適正な市だと考へてやつていくことは、今

なかりか。しかし、初めからおっしゃいますように五万以下と五万以上と、市に二つの段階があるという前提でものを考えるという事は、私は考えたくない、かように考えておるわけでございます。

○和田鶴一君 局長さんね、先ほどの説明を聞くと、当初合併計画のあったものは、なお従前の規定によるということで、かなり長い時間を置いた。そしてあと一カ所くらいしか残ってない、こういうお話ですから、そういう点は十分時を与えておるといふことだけれども、実態が変化して、当初の計画がなかつたけれども、最近になってそうすることのほうがいいというところは救われないわけでしょう、そういうふうに事務的に片づけられたら。それで、もっと大きくして、五万以上にすればいいという大臣の話、それもよくわかるけれども、なかなか現場で合併推進委員をやつた者の立場から言くと、感情とか、いま、はやりこのムードというものが非常に作用するわけですよ。そこでまず問題になったのは、役場の位置をどこにするかといふようなことが合併の非常な問題になっている。それが話し合つてやつてきていく。ところが、四万以上になるものが市になりたいたと、しかし、もう一つ合わせて五万以上になると、またそういう問題がからんできて、なかなかやれない。しかも、市ということで非常に前進ムードがわいてきて、合併の効果がわりあい期待できるといふことが現実にあるのに、こういう規定のためにやられないということ。それからいまお話のように、市をたくさんつくるための法律ではないのだと、それはよくわかる。別に市をたくさんつくつてくれということも言えない、僕らも言っていない。そこで、市になるのだという事で数カ町村が寄つて、さらに大きな飛躍が期待できるし、現実によつていけるのだという状態があるのにもかかわらず、五万以上ということにしばられるためにそれができない。しかも、現実には二百八十五万未満の市があつて、しかも四万未満の市が百七十もあるのだ。そういう実態

があるのに、なぜ五万にこだわらなければならぬのかといふことの僕は意味がわからない。それから二十九年に五万になって、今日まで十年あつて意見がなかつたといふことを逆に解せば、十年あつた今日、二百八十五万以下の市がそのまゝあるのに、いまお答えのように、将来について五万という基準をきめながら、それがどうなつていくかといふことの研究も検討も加えてみたことがないのだといふようなことで、法律といふのは、一体基準をきめたら、実態がどうなるかと、そんなことはそれをそのままほうっておいていかといふことなんですよ。しかも、こういう動いていく実態で、合併といふのは、その地域の繁栄をはかつて何とか措置しようといふことなんですよ。だから私はどうも局長の説明はふに落ちない、そういう事務的に処理しようといふことは、あなた方が、現場で町村の合併委員となつて部落の常会を開いたり、あつちこち回つたりするそのときの気分や感情がわからないのだよ。僕は現場でそれをやつてきた経験があるから、そこにこれだけ寄つて四万以上になるなら、これで市となつたらさらに飛躍できるという熱願しているその地域の者に、ただその事務的なものだけでだめなんだと語りつて、あまりに合併といふことについて——市をつくるということじゃないですよ——さらに飛躍といふものをその市をつくることによつてムードがわいてくる、大きな希望もわいてくるのだといふことに対して、少し考え方がよくわからぬ。実態があなた方が把握できてないと思ふ、現場の。

○委員長(天坊裕彦君) 答弁は要りませんか。
○和田鶴一君 もうこれ以上言わないから……。
○松本賢一君 いままで三万くらいの市がたくさんできていますね。それはそれでまああの当時法律の改正がされる前に便乗的にできたのもたくさんあるだろうと思ふのです。それがまあどうも今日小さ過ぎてくあいが悪いという判断で法律が改正されたんですから、それは私も当時の事情をよく知らないから……。そういう点どうなんですか。

か。
○政府委員(佐久間彊君) その当時の改正について私直接担当いたしておりませんでしたので、まあ正確なことは申し上げかねますが、当時すでに三万程度の市も相当ありましたことは事実でございますが、(法律が)三万でよかつた。と呼ぶ者あり)地方制度調査会あるいは地方行政調査委員会の答申なり報告が出ましたので、それを受けまして本則を五万に引き上げるといふことにいたしました。そのときの経過措置として先ほど申し上げたようなことを設けたわけでございますが、大体当時の考え方といたしまして、市というに値するだけの市街地を持ったものは、一とおりの市にそれだけの市街地を認めたものと見たいんじやないか、あとはその市の内容を充実させていくといふようなことで、自後は十分能力を持たない市といふものをつくつていくことをチェックしていき、こういう趣旨が当時あつたと思ふのでござい

ます。
○松本賢一君 全国的に自治省のほうではある程度つかんでおられると思ふのですけれども、今後五万以上の都市が、大都市周辺とか、それから新産都市、工特法による地域、ああいうもの以外にはほとんどないんじやないかと思ふのです、もう市になるようなところが、これはどうなんですか。
○政府委員(佐久間彊君) 私も全国的に見てみますとすると、今後新しく人口五万になつて市になるというところ、今後は、大都市周辺か、おっしゃいましたような新産都市の地域、工特の地域以外にはあまりないんじやないかといふふうに存じます。
○松本賢一君 ところが、先ほど来諸先生方から質問が出ておるところから私が想像するんです、あちらこちらにちよちよいあの際、法律改正になる前に、市にしてあげばよかつたが、いまとなつてはなかなかこんな法律ができたために市になれぬじやないかと。何となくほかは市になつてしまつているのに、うちのほうはあれより大き

な市になる力があるのに、法律改正がされたためにできなくなつちやつてといふ住民の不満ですね、そういうものが確かにあるんじやないかと思ふんです。そういう点をやっぱりこれは何とかして解決するといふ、不満を解消するといふ方法だけは考えなきゃならぬと思ふんですが、これはまあいまの新産都市とか大都市周辺とかといふようなところは、人口もふえてくる可能性が

ありますし、二、三年待てば五万になるだろうといふ望みもあるけれども、そういう望みもいまのところはない、しかもほかの市をつくつたところよりも、うちのほうもつと大きい市になれるんだといふようなところが現実にあると思ふんです。そういうのは、やっぱり何とか住民の不満を解消する方法を見出してやらなければいかぬと思ふのですが、そういう点どうでしょう。
○政府委員(佐久間彊君) 地方の実情といたしましては、御指摘のようないふことがあつたと思ひます。ただ、今回の法律案は、市町村が合併をいたしません場合に、合併の障害になるような事項を排除して、やりやすいようにしてやろうといふ趣旨で立案をいたしておるのでございますから、市の人口要件をどうしようといふことを格別検討いたしまして御提案申し上げたわけでございます。もちろん人口要件につきましては、従来どおりのためましては何も触れていない。ただ、先ほど申しましたように二十九年のときに設けておりました経過規定が、ほとんど存置の意味がなくなりましたので、この法律であわせて整理をしようといふだけのことでございます。積極的に私どもが市の人口要件をこの際従来よりもきつくとするか軽くするとかといふようなことを考えた上で御提案申し上げて御審議をいたさうといふ趣旨の法案ではないわけでございます。もし市の人口要件を根本的にどうするかといふことになりまるといふと、これはまあ私も三万を五万に引き上げました経過にかんがみまして、地方制度調査会等の御審議をいただいて慎重に検討すべきものではな

かろうかというふうに考えておるわけでございます。

○松本賢一君 これはいまここで扱っておる法律と直接関係のある問題ではないと思つておるわけでも、こういう問題が出ましたから私も聞いてみようと思つておるわけです。ですから、地方自治法を改正しなければならぬということになるわけです、それを変えなければならない。そうすると、いま局長さん言われたように、地方制度調査会というふうなものがある、こういう必要がある、いろいろと思つておるわけですが、しかし、一方現実にあると思つておる地方があつちこちにある、何らかの方法というものは考へるべきじゃないかと思つておる。それを地方制度調査会に考へていただくという方法もあつちこちと思つておる。何らかの方法を講じて、いまの法律をしくし定木に考へてしまつて、にっちもさつちもいかないという場合もあつちこちと思つておる。そういう点、いまここで御答弁をもらつてということよりも、ひとつこの際、そういうふうな御注意をお願いしたいと思つておる。

○加瀬完君 各委員から出ております点は、局長おっしゃる通りに確かにこれは合併促進法の手続法ですが、手続法の問題からははずれるかもしませんが、何回か出されておるわけです。結局必ずしも一〇〇%の成果をおさめられないというものは、手続ばかりどんなにきめても、一体どういふ標準市町村をつくるのだという問題がはつきりしないところにあると思つておる。各先生方の御質問も、手続法だといつたつて、そんならいままでの人口三万の市はどうか、五万ないで済まない成長した町村があつて、合併をするということならば、市にするという名目をつけなければ合併が早い場合もあり得るのに、しかしそれはできないといふやうなことになる、一体これから自治省で考へておる標準市町村というものはどういふものか、

標準の市というものはどういふものか、こういう問題をはつきりさしていただかないと、やはり手続法でございませうというだけの御答弁では、うなずけなくなるわけなんです。これは資料として今後の審議の上にならぬといふこと、思つておる。標準の市というものは一体どういふ内容を持つたものを想定されておるのですか、これをひとつお出しをいただきたい。

それからいままでの町村合併を進めてきて、ここでさらに促進をさせなければならぬという場合、いままでの町村合併のプラス面、マイナス面をこらで十分検討する必要があると思つておる。特にこの法案を出さなければならぬ問題点というものは一体どこなのか、これも具体的にまだ説明がなされていらないと思つておる。これを資料としてお出しをいただきたいわけでございます。

それから、先ほど他の委員の方も御指摘になりましたように、非常にトラブルが多かつたので、特に原境を越えての合併では大きな問題があつたわけですね。で、対立抗争の深かつた地域の抗争原因というものは一体どういふことであつたのか。それから現況はどう取りまわつておられるか。これもこの際ぜひ知りたいたいわけなんです。

それから、合併はしたけれども住民のために必ずしも利益になつておらなかつた。合併の促進について政府が約束してくれたことが、あまりはつきり行なわれておらないという不満も数多く私も聞かれました。最初の合併促進法のとときから政府機関が協力をして約束した幾つかの問題点がございませう。具体的に言うならば、国有山林原野の払い下げとか、あるいは郵便、電話といふものは、こういうものの区域の統一といつたやうな点をひとつの資料としてお聞かせを願いたいたいわけなんです。

それから、こういう地域は合併させなければならぬといふ問題は何か提示されておらなかつた。幾つかの合併ができて飛び地になつてしまつたところがある。那から飛び地になつたところがある。それから一郡一町なんといふところもある。選挙の話で恐縮ですが、県会議員の選挙になると、A市B市C市というのを通つて自分の郡に行かなければならぬといふところもある。こういうやうな飛び地みたいなのは、今度の合併の対象としては考へられぬところと思つておる。ただ、地域で合併を望むところに便宜を与えるといふだけであるならば、人口四万で市にするといふことも合理性がないといふことにならないわけです。地域の希望で合併を進めるためにこの法案を出すというならば、四万で市になりたいたいことによつて、それで合併が進むというならば、そういう特例法をつくらなければいけません。その資料を拝見をいたしまして質問をいたしたいと思つておる。委員長はどうかお聞き願ひいたします。

○委員(天坊裕彦君) 資料よろしいですね。○政府委員(佐久間強君) 資料をできるだけ御趣旨に沿つて調整をして提出したいと思つておる。○鈴木壽君 ちょっと関連して。いまの市の人口の問題がいろいろといわれておりますが、私ははつきり研究しておらないので、市になるべき要件として人口五万以上をはつきり明文化されたのはいつであるのか、それ以前はどうなつておつたのか、ちよつと。○政府委員(佐久間強君) 地方自治法が昭和二十二年にできましたときに、人口三万以上を有することというのを法定をいたしましたのでございませう。その前には、内務省におきまして、市政を施行いたします場合の設法基準をいたしました。人口三万以上といふことをいたしておりました。それからこの三万を五万に改めましたのは、昭和二十九年の法改正でございます。

○鈴木壽君 それからもう一つ。町村合併を進める段階で、二十九年以後でも三万以上でいいといふのがありましたね。その間にできた市の数、これはますますでなくともよろしうございませう。ちよつとあつてもいいから、お調べいただきたいと思つておる。あとでいいから、加瀬先生の要求された資料をお出しになるときでけっこうでございますから。○委員(天坊裕彦君) 本案についての本日の審査はこの程度にいたします。次回は三月二日火曜日午前十時に開会予定でございます。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十分散会

二月二十三日本委員会に左の案件が付託された。一、道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条―第七十一条」を「第六十四条―第七十一条の二」に、「第七十四条―第七十五条」を「第七十四条―第七十五条」に改める。

第二条第十一号中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。

第三条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「自動三輪車」を削り、同条第二項を削る。

第四条第二項中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。

第六十七条及び第七十一条中「第八十五条第三項」を「第八十五条第五項」に改める。

第四章第一節中第七十一条の次に次の一条を加える。

(自動二輪車の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 自動二輪車の運転者は、政令で定める道路の区間においては、乗車用ヘルメットをかぶらぬで自動二輪車を運転し、又は乗車用ヘルメットをかぶらぬ者を乗車

七

させて自動二輪車を運転してはならない。

2 自動二輪車(側車付きのものを除く。以下この項において同じ)の運転者は、高速自動車国道及び公安委員会が指定した自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転してはならない。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(安全運転管理者)

第七十四条の二 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者及び通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)の規定による通運事業者を除く。以下この条において同じ)は、自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に關する業務を除く)を行なわせるため、総理府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経歴その他について総理府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 自動車の使用者は、安全運転管理者を選任したときは、選任した日から十五日以内に、総理府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならぬ。これを解任したときも、同様とする。

3 公安委員会は、安全運転管理者が次条第一項、第二項又は第三項の規定に違反したときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者の解任を命ずることが出来る。

4 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該自動車の使用者及び安全運転管理者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第八十四条第三項中、「自動三輪車免許(以下「三輪免許」という。))を削り、「第一種原動機付自転車免許(以下「第一種原付免許」という。))及び第二種原動機付自転車免許(以下「第二種原付免許」という。))を原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。))及び牽引免許に、「九種類」を「八種類」に改め、同条第四項中「自動三輪車第二種免許(以下「三輪第二種免許」という。))を「牽引第二種免許」に改める。

うとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(罰則) 第一項及び第三項については第二百二十条第一項第十一号の四、第二百二十三条第二項については第二百二十一条第一項第九号の二、第二百二十三条

第七十五条第一項及び第二項中「車両等の運行を直接管理する地位にある者」を「前条第一項の安全運転管理者その他車両等の運行を直接管理する地位にある者」に改め、同条第三項中「大型自動車の運行を直接管理する地位にある者」を「前条第一項の安全運転管理者で大型自動車の安全な運転に必要な業務を行なっているものその他大型自動車の運行を直接管理する地位にある者」に、「第八十五条第三項」を「第八十五条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 車両等の運行を直接管理する地位にある者(前条第一項の安全運転管理者を除く)が前三項の規定に違反した場合において、その者を雇用する者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、通運事業法の規定による通運事業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは、公安委員会は、当該事業を監督する行政庁に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

第七十五条の付記中「第百十九条」を「第一項から第三項までについては第百十九条」に改める。

第八十五条第一項の表中

自動三輪車	三輪免許
自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
小型特殊自動車	小型特殊免許
第一種原動機付自転車	第一種原付免許
第二種原動機付自転車	第二種原付免許

自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
小型特殊自動車	小型特殊免許
原動機付自転車	原付免許

改め、同条第二項中「第一種免許を受けた者」を「前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者」に、「前項の表」を「同表」に改め、同項の表を次のように改める。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
二輪免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
軽免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車

第八十五条第三項中、「大型特殊免許若しくは三輪免許」を「若しくは大型特殊免許」に、「前二項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。))によつて、牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう)が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」という。))を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許(仮免許を除く)のほか、牽引免許を受けなければならない。

4 牽引免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

6 第一種免許を受けた者は、第二項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる場合における当該重被牽引車が道路運送法第三条第二項第一号、第二号若しくは第三号若しくは同条第三項第一号に掲げる旅客自動車運送事業(以下「旅客自動車運送事業」という。))の用に供される自動車(以下「旅客自動車」という。))又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽引車(以下「旅客用車両」という。))であるときは、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、当該旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて当該旅客用

車両を牽引して当該牽引自動車運転することはできない。第八十五条の付記中「第三項」を「第五項」に改める。

第八十六条第一項の表中

大型特殊自動車	大型特殊第一種免許	大型特殊第二種免許
自動三輪車	三輪第二種免許	大型特殊第一種免許

改め、同条第二項中「第二種免許を受けた者」を「前項の表の下欄に掲げる第二種免許を受けた者」に、「前項の表を「同表」に改め、同条に次の二項を加える。

3 牽引自動車によつて旅客用車両を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のほか、牽引第二種免許を受けなければならない。

4 牽引第二種免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができ、牽引自動車によつて旅客用車両を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転することができるほか、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

第八十七条第一項中「自動三輪車」を「軽自動車」に改める。

第八十八条第一項第一号中「及び大型特殊免許」を、「大型特殊免許及び牽引免許」に改め、「三輪免許（自動三輪車に係る仮免許を含む。）を削り、「軽免許」の下に「軽自動車に係る仮免許を含む。」を加え、「第一種原付免許及び第二種原付免許」及び「原付免許」に改める。

第九十六条第二項第一号中「二十一歳」を「牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験にについては、二十一歳に、大型特殊免許又は三輪免許」を「又は大型特殊免許」に、「受けており」を受けている者に該当しに改め、「（第九十条第三項又は第九十二条第二項第二号、第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。）を削り、同項第二号中「（第九十条第三項又は第九十二条第二項第二号、第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者を除く。）を削り、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、大型免許、普通免許又は大型特殊免許によつて運転することができ、自動車の運転の経験の期間が通算して三年（政令で定めるもの）にあつては、二年）以上のもの。

第九十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けている者でなければ、牽引免許の運転免許試験を受けることができない。第九十六条に次の一項を加える。

4 第二項及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第三項又は第九十二条第二項第二号若しくは第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者を含むものとする。

第九十七条第一項中「軽免許、第一種原付免許及び」を削り、「第一種原付免許」を「原付免許」に改め、「及び第三号」の下に、「牽引免許の運転免許試験にあつては第一号、第二号及び第四号」を加える。

第六百六条の見出しを「（国家公安委員会への報告）」に改め、同条前段を次のように改める。

公安委員会は、第九十条第一項本文の規定により免許を与え、若しくは同項ただし書、同条第三項、第百零三条第三号若しくは第百零三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づき命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分を違反したとき（総理府令で定める場合に限る。）その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し総理府令で定める事由が生じたときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

第七十七条の二ただし書を次のように改める。
ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合は、この限りでない。
第百七条の七第一項中「三輪免許」を削り、「第一種原付免許、第二種原付免許」を「原付免許」に改める。

第百八条中「昭和二十四年法律第二百四十一号」を削る。
第百十条中「全国的な幹線道路」の下に「（高速自動車国道を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。
2 国家公安委員会は、高速自動車国道における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、公安委員会に対し、当該道路におけるこの法律の実施に関する事項について指示することができる。

第百十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 第百三条第八項前段（第九十条第六項又は第百七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習を受けようとする者は、講習手数料を当該都道府県に納めなければならない。

第百八条第一項第五号中「第三項」を「第五項」に改める。
第百九条第一項第十二号中「第七十五条（車両等の運行を管理する者の義務）」の下に「第一項、第二項若しくは第三項」を加える。
第百二十条第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。
十一の四 第七十四条の二（安全運転管理者第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

第百二十一条第一項第九号の次に次の一号を加える。
九の二 第七十四条の二（安全運転管理者）第二項の規定に違反した者
第百二十三条中「第十号、第十一号」の下に、「第十一号の四」を加え、「若しくは第八号」を、「第八号若しくは第九号の二」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。
第三条及び第五十九条第二項中、「軽自動車」を削る。
第八十四条第三項中、「軽自動車免許（以下「軽免許」という。）を削り、「八種類」を「七種類」に改める。

第八十五条第一項の表中
軽自動車 軽免許
を削り、同条第二項の表中「軽自動車」及

び 軽免許 小型特殊自動車及び原動機付自転車 を削る。

第八十七条第一項中、「普通自動車又は軽自動車」を又は普通自動車に改める。
 第八十八条第一項第一号中、「軽免許(軽自動車に係る仮免許を含む。)」を削る。
 第七十七条の七第一項中「軽免許」を削る。

附 則

(施行期日)
 第一条 この法律中第一条及び附則の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から、第二条の規定は同日から三年を経過した日から施行する。

(自動三輪車免許等に関する経過規定)
 第二条 第一条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)の規定による運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる同条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)の規定による運転免許とみなす。

旧法の規定による運転免許	新法の規定による運転免許
自動三輪車免許	普通自動車免許
第一種原動機付自転車免許	原動機付自転車免許
第二種原動機付自転車免許	自動二輪車免許
自動三輪車第二種免許	普通自動車二種免許
自動三輪車に係る仮運転免許	普通自動車に係る仮運転免許

2 第一条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧法の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

3 第一条の規定の施行の際(以下「改正法の施行の際」という。)現に旧法の規定による自動三輪車免許、自動三輪車第二種免許若しくは自動三輪車に係る仮運転免許を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する新法の規定による運転免許を受けた者が運転することができ普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による自動三輪車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。

4 改正法の施行の際現に旧法の規定による第二種原動機付自転車免許を受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に自動二輪車免許を受けた者が運転することができる自動二輪車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定により第二種原動機付自転車に限るものとする。

5 第三項に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したとき、又は前項に規定する者が同項の規定により運転することができる自動二輪車以外の自動二輪車を運転したときは、その行為は、新法の規定(附則を含む。)の適用については、新法第六

十四条の規定に違反する行為とみなす。

(大型自動車免許等に関する特例)

第三条 改正法の施行の際現に旧法の規定による運転免許(小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許及び仮運転免許を除く。)を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間(道路交通法第九十条第三項又は第九十条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている間を除く。)は、新法の規定による自動二輪車免許を受けたものとみなす。

2 改正法の施行の際現に旧法の規定による大型特殊自動車免許、自動二輪車免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間(道路交通法第九十条第三項又は第九十条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている間を除く。)は、新法の規定による軽自動車免許を受けたものとみなす。

(牽引免許等に関する特例)

第四条 改正法の施行の際大型特殊自動車で牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、もつばら牽引のために使用されるもの(以下「牽引車」という。)に係る旧法の規定による大型特殊自動車免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。

2 改正法の施行の際牽引車に係る旧法の規定による大型特殊自動車第二種免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引第二種免許を受けたものとみなす。

3 改正法の施行の際旧法の規定による大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許(牽引車に係る大型特殊自動車免許を除く。)、自動三輪車免許、大型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型特殊自動車第二種免許(牽引車に係る大型特殊自動車第二種免許を除く。若しくは自動三輪車第二種免許を現に受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、同日から六月間は、その者が牽引車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十条第三号の車両総重量をいう。)が七百五十キログラムをこえるものを牽引して当該牽引車を運転する場合を除き、牽引第二種免許を受けたものとみなす。

(三年経過後における軽自動車免許及び自動三輪車免許に関する経過規定)

第五条 施行日から三年を経過する際における運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる運転免許とみなす。

従前の運転免許	第二条の規定による改正後の道路交通法(以下「三年後の新法」という。)の規定による運転免許
軽自動車免許	普通自動車免許
軽自動車に係る仮運転免許	普通自動車に係る仮運転免許

2 施行日から三年を経過した日前に従前の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、三年後の新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

3 施行日から三年を経過する際第一項の表の上欄に掲げる運転免許を現に受けている者又は施行日から三年を経過した日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する同表の下欄に掲げる運転免許を受けた者が運転することができ普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なり審査に合格するまでの間は、従前の軽自動車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なり審査を受けることができない。

4 前項に規定する者が同項の規定により運転することができ普通自動車以外の普通自動車を運転したときは、その行為は、三年後の新法の規定(罰則を含む)の適用については、同法第六十四条の規定に違反する行為とみなす。

5 附則第二第三項に規定する者は、施行日から三年を経過した日以後は、同項前段及び同条第五項の規定にかかわらず、従前の軽自動車を運転することができ。

6 従前の行為に対する罰則の適用
 (従前の行為に対する罰則の適用)
 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 駐車場法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。
 第二条第四号中「及び二輪の軽自動車」及び「これらの」を削る。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(衆)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百十三条第二項各号列記以外の部分中「掛金」の下に、「国の負担金を加え、同項第一号中「掛金百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の二十」に改める。

第一百十六条第一項中「地方公共団体」を「国若しくは地方公共団体」に、「毎月」を「政令で定めるところにより」に改める。

第四百二十二条第二項の表のうち第百十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」を、「国の負担金及び地方公共団体」に改め、同表中第百十三条第二項各号の項及び第百十三条第四項の項を次のように改める。

第百十三条第二項第一号	国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の五十	十	国の負担金百分の七
第百十三条第二項第二号から第五号まで	地方公共団体の負担金		国の負担金

第百十三条第四項

地方公務員法第五十二条の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む)又は地方公務員企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条(同法附則第四項において準用する場合を含む)の労働組合(以下「職員団体」と総称する)の事務にもつぱら従事する職員である組合員及び地方公共団体の負担金

「職員団体の負担金」として

「職員団体の負担金」と、同項第五号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「国の負担金」として

第百四十二条第二項の表中第百十三条第三項、第百十六条第一項、第百三十四条(見出しを含む)、第百三十六条第二項及び第百三十九条の項を次のように改める。

第百十六条第一項 国若しくは地方公共団体

第百十三条第三項

第百三十四条(見出しを含む)

第百三十六条第二項

第百三十九条

地方公共団体	国
	国

第百四十二条に次の一項を加える。

6 国の特別会計においてその俸給を支給する国の職員である組合員に係る第百十三条第二項第一号の短期給付に要する費用については、同号の短期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れられるものとする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の表の下欄中「三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子」を「五年以内に退職する者」に、「昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子」を「昭和四十一年十月三十一日までに退職する者」に改める。

第六十三条第七項第二号中「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

第百四十三条の七中「第三号」を「第二号」に、「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員

等共済組合法第百十三條第二項、第百十六條第一項並びに第百四十二條第二項及び第六項の規定は、施行日を含む事業年度分以後の掛金及び負担金について適用し、当該事業年度前の事業年度分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）第二十四条の表の上欄に掲げる者である更新組合員（施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員をいう。以下この条において同じ。）であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（第二條の規定による改正前の施行法第二十四条の規定による申出を行なうことができた者を除く。）については、第二條の規定による改正後の施行法第二十四条中「退職の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同條の規定を適用する。

2 昭和三十六年十一月一日前から昭和三十七年十一月三十日まで引き続き国の長期組合員（施行法第二條第一項第五十四号に規定する国の長期組合員をいう。）である職員があつた更新組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、第二條の規定による改正後の施行法第六十三條第七項中「退職の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同項の規定を適用する。

3 前二項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、施行法第二十四条又は第六十三條第七項に規定する申出をすることができない。

4 第一項又は第二項の規定の適用により第一項又は第二項に規定する者に地方公務員等共済組合法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項又は第二項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、第一項又は第二項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第一項又は第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第四条 昭和三十九年九月三十日に地方公務員等共済組合法第四十二條の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた団体共済更新組合員（施行法第百四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。）であつて、同年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、第二條の規定による改正後の施行法第百四十三條の七中「退職の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同條の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づく団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、施行法第百四十三條の七に規定する申出をすることができない。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定の適用により支給すべき退職一時金の支給について準用する。

4 前条第五項の規定は、第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者の当該退職年金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受け

る権利について準用する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百十億円の見込みである。

第七号中正誤

ベシ	段行	誤		正
一四六	ございま			ございます
二三八	三〇人			三十人
五一	終わり	いくといくと		いくと
五二	設け			設ける
五二	終わり	ことが		ことで、
五三	ただ。			ただ、
八四	終わり	ないとわか		ないとわか
九一	終わり	ショウ		ショー
一〇一	終わり	けじめ		けじめ
二三	終わり	縮ままり		縮まり